

# 福岡のブランド農産物の不正な生産・流通を 防ぎましょう！



これらは福岡県が育成した代表的な登録品種です。  
ルールを守って、ブランド農産物の価値をまもりましょう！

- ・不正入手した種苗の無断栽培は、**種苗法違反**です。
- ・違反した場合、損害賠償を求められたり、刑事罰が科せられることがあります。
- ・正規種苗の販売先は記録されているため、不正に入手した種苗で生産・販売すると、不正はすぐに判明します。
- ・品種名を偽っても、DNA判定により明らかになります。
- ・増殖した種苗を無断で他人に譲る行為も、**種苗法違反**です。

＜不正な種苗流通の通報・お問い合わせはこちら＞  
福岡県農林産物知的財産権センター（福岡県農林業総合試験場企画部知的財産活用課）  
〒818-8549 筑紫野市大字吉木587 TEL 092-924-2986  
FAX 092-924-2981